平成２６年（フ）第８６６５号
東京都台東区根岸２丁目17番４号
破産者　有限会社アド・ファクトリー
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６６６号
東京都荒川区西日暮里２丁目42―５―302
破産者　萩原　　勉
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６９０号
東京都板橋区成増３丁目13―１―502
破産者　中川　輝幸
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６９５号
千葉県野田市関宿台町2995―７
破産者　日下　治男
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６９６号
静岡県駿東郡清水町新宿207番地
破産者　アリマディスプレイジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７０６号
東京都中央区日本橋小伝馬町７―16　小川ビル７階、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市若松町４丁目34番地の45
破産者　株式会社エイチ・シー・シー
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１８号
東京都豊島区西池袋１丁目44番３号
破産者　株式会社ハートコム
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１９号
東京都世田谷区南烏山３丁目16―11
破産者　貝瀬　久幸
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８０９号
宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町２番21号
破産者　株式会社杜のマドンナ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１０号
秋田県秋田市御所野地蔵田４丁目11―１
破産者　海老川雅美（旧姓上田）
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１７８号
東京都大田区大森北６丁目26―32―302
破産者　上庄　賢一
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６４９号
東京都渋谷区笹塚２丁目42―２　メゾンド笹塚Ａ
破産者　榊原　正樹
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７７８号
東京都板橋区徳丸１丁目61―10―201
破産者　今野　陽子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８３１号
東京都足立区西新井本町４丁目３―27―201、開始決定時の住所東京都足立区関原３丁目37―21―101
破産者　牛込　則子（旧姓西角）
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８３３号
千葉県市川市本北方１丁目25―10
破産者　小畑　幸子（旧姓柏木）
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８７６号
東京都豊島区千川２丁目２―９―103
破産者　内田　　明
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９３号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目26―４
破産者　森　　秀政
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９０８号
千葉県市川市塩浜４丁目６―5212　市営住宅塩浜団地４棟
破産者　後藤　伸光
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９０９号
千葉県市川市新井３丁目29―24　第１和田荘205号
破産者　後藤　宏昌
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９３２号
東京都足立区梅島１丁目４―18―302
破産者　浅川　健児
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９７８号
神奈川県相模原市中央区相模原１丁目１―23―203
破産者　岡田　光司
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部